

日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明

全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）はここに日本版スチュワードシップ・コードの各原則を受け入れる旨を表明する。

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

連合会は「全国市町村職員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則」を公表し、その中でスチュワードシップ責任を果たすための方針、及び、自らの役割を明らかにしている。すなわち、連合会は地方公務員共済制度の中で組合員のために長期給付積立金を運用するという役割を担っており、その財産価値を増殖し、組合員の利益に資するべく、長期的に価値が増大すると見込まれる企業の株式に投資し、かつ、その企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待するものであり、受託者責任を果たすために株主価値増大に必要な経営を求めていく。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

連合会は委託先運用機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっている。委託先運用機関の選定と評価については、利益相反の発生懸念を排除する観点から客観性に基づいた一定のプロセスが求められるところであり、その方針については「長期給付積立金に関する基本運用方針」に定めて公表している。また、委託先運用機関の議決権行使における利益相反の発生回避に関しては、「株主義決権行使ガイドライン」に定めて公表している。

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

連合会は委託先運用機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっている。委託先運用機関に対しては、議決権の行使状況や企業との対話等のコーポレートガバナンスに関する活動状況について、定期的にヒアリングを行うこととする。

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

連合会は「全国市町村職員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則」を公表しており、その中で、公正かつ効率的な手法を選択してコーポレートガバナンスの向上に取り組むことにより、株主価値増大に必要な経営を求めていくこととしている。

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

連合会は議決権行使に関する方針を「株主議決権行使ガイドライン」として公表するとともに、議決権行使結果についても、議案の主な種類ごとに整理・集計して公表している。また、投資先企業の持続的成長に資するよう、連合会は、今後委託先運用機関に対して、議決権の行使状況や企業との対話等のコーポレートガバナンスに関する活動状況について、定期的にヒアリングを行うこととする。

原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

連合会はホームページにおいて、既に定期的に議決権行使結果に関する情報を公表しているが、今後関係組合向けの広報誌においてもその情報を報告することし、また、必要に応じて、スチュワードシップ活動の状況についても公表する。さらに、連合会のコーポレートガバナンス原則や議決権行使ガイドラインについても連合会のホームページで適宜、参照することが可能となっている。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

「全国市町村職員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則」に記載があるとおり、連合会では「適正な経営判断が担保されるよう、それらの経営判断を生み出す装置たる企業の体制に注目する」こととしており、委託先運用機関への定期的なヒアリングを通じて適宜、関連する情報を収集するとともに、必要に応じて、投資先企業からも聞き取ることで適切な視点、判断能力を備えていくこととする。

株主議決権行使ガイドライン

(平成 22 年 5 月 10 日制定)

(平成 26 年 5 月 20 日改正)

この株主議決権行使ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、組合員・受給者の利益のため、全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が別に定めた全国市町村職員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、実質的な株主として意見が十分反映されるように、「長期給付積立金に関する基本運用方針」に基づき、定めるものである。

I 総則

1 株式投資に対する考え方

連合会の長期給付積立金の運用の目的は、年金財政を長期かつ安定的に運営し、年金給付を円滑に行っていくために必要な総合収益を確保することにある。この目的を達成するため、連合会は長期的観点から基本ポートフォリオを策定し、基本ポートフォリオに基づく分散投資の一環として株式投資を行っている。

株式投資の成果を十分にあげるためには、投資した企業が長期にわたって収益を確保し、株主の利益を最大限尊重した経営を行うことが求められる。

また、企業の地球環境問題への取組みや企業を取り巻く社会の一員としての役割も期待されているところである。

2 株主議決権行使に対する考え方

議決権の行使は、株式価値を高める重要な手段であり、連合会は、自らに課せられた受託者責任を果たすためにも、原則として保有する全銘柄についての株主議決権を受託者に適切に行使せしめ、長期的に株式価値の増大に資する企業経営が行われるよう促していくものである。

具体的な株主議決権行使の判断は、原則として本ガイドラインの趣旨を踏まえて受託者が作成し連合会が確認した株主議決権行使に関する方針に則り、受託者が行うものとする。ただし、受託者が当該議決権行使において利益相反の発生を懸念する場合は、あらかじめ受託者に定めさせた利益相反の発生を回避するための方針を確認するとともに、受託者が利益相反のために当該議決権を行使しなければ、必要に応じて連合会が行使する。また、貸株取引を受託者に委託する場合があるが、この場合でも一定の議決権を確保するべく、受託者において貸付可能株数を管理することとする。

なお、連合会で統一的に行使すべき事案と判断される場合については、連合会が個別に株主議決権行使の指図を行い、受託者は当該指図に従い行使するものとする。

連合会は、受託者に対して株主議決権の行使状況に関する報告を求め、受託者の評価の一つとして考慮するものとする。

II 具体的行使基準

1 取締役会及び取締役の選任

(1) 取締役会

- ① 委員会設置会社制度の導入は、原則として賛成する。

- ② 社外取締役の導入は、原則として賛成する。
- ③ 執行役員制度の導入は、肯定的に判断する。
- ④ 特別取締役制度の導入は、肯定的に判断する。
- ⑤ 取締役会の構成は、次により判断する。
 - ア 取締役会の員数は、適切かつ迅速な意思決定を下す上で適正であれば、肯定的に判断する。
 - イ 社外取締役を除く取締役の減員は肯定的に判断するが、増員はその理由が明確かつ合理的に示されない限り否定的に判断する。
 - ウ 社外取締役の増員は肯定的に判断するが、減員はその理由が明確かつ合理的に示されない限り否定的に判断する。

(2) 取締役の選任

原則として賛成するが、次のような職務に適性を欠くと判断される場合には反対する。

- ア 在任期間中の企業業績の著しい悪化又は法令違反や反社会的行為等の不祥事の発生による株式価値の毀損に対して責任があると判断される取締役の再任
- イ 過去又は現在において法令違反や反社会的行為等の不祥事に関与した候補者の選任
- ウ その他株主の利益に反する行動をとった取締役又はその候補者の再任又は選任
- エ 提案がなされている企業との関係において独立性に問題があると考えられる社外取締役候補者の選任

2 監査役会及び監査役の選任

(1) 監査役会（監査委員会）

- ① 社外監査役の導入は、原則として賛成する。
- ② 監査役会の構成は、次により判断する。
 - ア 社外監査役を除く監査役の増員は肯定的に判断するが、減員はその理由が明確かつ合理的に示されない限り否定的に判断する。
 - イ 社外監査役の増員は肯定的に判断するが、減員はその理由が明確かつ合理的に示されない限り否定的に判断する。

(2) 監査役の選任

原則として賛成するが、次のような職務に適性を欠くと判断される場合には反対する。

- ア 在任期間中の法令違反や反社会的行為等の不祥事の発生による株式価値の毀損に対して責任があると判断される監査役の再任
- イ 過去又は現在において法令違反や反社会的行為等の不祥事に関与した候補者の選任
- ウ 提案がなされている企業との関係において独立性に問題があると考えられる社外監査役候補者の選任

3 役員報酬等

役員報酬等については、企業の利益とのバランスで妥当な水準であるか、役員が企業利益の最大化を図るインセンティブとして十分な水準であるかについて

妥当性を検討する。また、次のような株式価値の向上や企業経営の健全性の観点から不適切と判断される議案には、原則として反対する。

なお、社外取締役及び監査役に対する退職慰労金の支払いについては、原則として反対する。

ア 企業業績の著しい悪化又は業界水準に照らして著しい収益性の劣後等、功労が認められない取締役等の報酬の引上げ又は賞与及び退職慰労金の支払い

イ 法令違反や反社会的行為等の不祥事に関与した役員への賞与及び退職慰労金の支払い

4 ストックオプション（新株予約権）の付与

原則として賛成するが、次のような既存株主に悪影響がある、又は株式価値の向上に資するという観点から不適切であると判断される議案には反対する。

なお、社外取締役及び監査役への付与については、原則として反対する。

ア 株式価値を大幅に希薄化する付与

イ 市場価格を下回る行使価格の設定、未行使分の行使価格の引下げ

ウ 業績向上との関連性が低い対象者への付与

5 剰余金の処分

原則として賛成するが、次のような内容を含む株主の利益に反する可能性があるとして判断される議案には反対する。

ア 提案がなされている企業の財務状況や事業計画、業界水準等に照らして著しく妥当性を欠く水準の配当

イ 意図が不明確な内部留保の積増し

ウ 現物配当（金銭による配当と比較して著しく株主に有利と判断される場合を除く。）

6 資本政策等

(1) 株式発行、第三者割当及び自己株式の取得等

適切な財務戦略に基づくものとして合理的な説明がなされており、かつ、株式価値を損なわないことを基準として、個別に判断する。

(2) 合併、営業譲渡・譲受及び会社分割等

適切な経営戦略に基づくもので、合併比率、譲渡・譲受価格及び分割による新株の割当比率等について、第三者による算定根拠を示す等により合理的な説明がなされており、かつ、株主の利益に反していないことを基準として、個別に判断する。

7 定款変更

適切な経営戦略に基づくもので、個別株主の権利を必要以上に制約するものではないか、又は株式価値の向上に資するかという観点から、変更事由の妥当性を十分に検討の上、個別に判断する。

8 買収防衛策

既存株主の権利及び利益を最大限尊重するとともに、株式価値の向上に資するかという観点から、導入目的・意義を十分に検討の上、個別に判断する。

9 株主提案

株式価値の向上に資するかという観点から個別に判断するが、一部の株主のみに有利となる可能性があるものには、原則として反対する。

10 その他

連合会は、別途、具体的な判断基準を定めることができる。

全国市町村職員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則

(平成 26 年 5 月 20 日制定)

1 趣旨

全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、組合員の利益のため、実質的な株主の 1 人として、その財産たる株式の長期的な価値の向上に必要な企業統治（コーポレートガバナンス）の在り方についてここに定める。

2 コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方

(1) 連合会の基本的視点

連合会は、地方公務員共済制度の中で長期給付積立金を運用するという役割を担っており、他の公的年金と同様に忠実義務及び注意義務から成る受託者責任を負っていると考えられる。

連合会が株式を保有する目的は、株式保有を通じて長期的にその財産価値を増殖し、組合員の利益に資することに他ならない。このため、連合会は、他の多くの株主と同様に、長期的に価値が増大すると見込まれる企業の株式に投資し、かつ、その企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待するものである。

さらに、連合会は公的年金の一つとして社会的責任を果たしていくことが求められていると考えられ、この意味においてもコーポレートガバナンスの向上に積極的に取り組むことが必要である。

(2) 連合会によるコーポレートガバナンスの手法

連合会がコーポレートガバナンスの向上に取り組むと言っても、連合会が詳細に亘って個々の企業の経営判断に是非の判断を下すことは極めて困難である。このため、連合会としては、適正な経営判断が担保されるよう、それらの経営判断を生み出す装置たる企業の体制に注目することとなる。

なお、この場合、株主の意見を反映させるには、株主提案・議決権行使に限らず、企業と株主とのミーティング等株主から情報を発信するためには様々な局面・手法が想定される場所であり、連合会としては、委託先運用機関への定期的なヒアリングを行うとともに、必要に応じて投資先企業からも聞き取りを行うなど、公正かつ効率的な手法を選択し、目的の実現を図っていくものとする。

3 連合会によるコーポレートガバナンスの基準（望ましい企業像）

目的実現過程が如何なるものであれ、株主たる連合会の意見が反映されるの

に望ましいと考えられる企業像を示しておくことが、連合会・企業双方にとって有益であると考えられることから、以下においてその企業像を示すこととする。繰り返すが、基本的視点は、企業経営に株主としての意見が十分に反映されるようにすることであり、その企業の中で、適切にチェック&バランスが働くよう、明確な役割分担が機能として確立していれば良いのであって、その機能が効率的に発揮されるのであれば、名称等にこだわるものではない。

(1) 取締役会の役割と構成

株式を公開している会社であれば、経営者と出資者は別である場合が多いと考えられるが、この場合、株主は出資者として経営を委ねているのが実態である。即ち、現行制度上も実態上も、株主は企業経営に直接携わるわけではなく、取締役会を通じた間接的関与にとどまる。このため、取締役会には高い関心を払うこととなる。

① 取締役会の役割と機能

- ・経営に対する監督の中心として、取締役会が位置づけられている。
- ・取締役会は、経営執行を監督しなければならない。

② 取締役会の構成

- ・取締役会の構成員数は、十分な議論を尽し、迅速かつ適切な経営判断が下せることができる人数とする。
- ・取締役会が必要かつ十分に経営監督できるよう、取締役の中に当該企業と独立した立場からの判断を行うことができる社外取締役が確保されていることが望ましい。そうでない場合には、経営判断や業務の適正を確保する仕組みを説明することを求める。

(2) 取締役・監査役の機能

① 取締役に求められる機能

- ・取締役は、長期的に株主価値を増大させるという株主の意向を反映させるよう機能することを期待する。
- ・取締役選任にあたっては、その候補は職務遂行にふさわしい人材でなければならない、かつ、選任者たる株主に対してそのことが十分に説明されなければならない、このための情報開示を積極的に求める。

② 監査役又は監査委員会に求められる機能

- ・監査役又は監査委員会には、取締役会及び経営執行の責任者の職務執行を株主に代って監査する機能を期待する。
- ・監査役選任又は監査委員選任にあたっては、その候補は職務遂行にふさわしい人材でなければならない、かつ、選任者たる株主に対してそのことが十分に説明されなければならない。

(3) 経営執行陣－経営執行の責任者の役割－

・経営執行に関する権限は経営執行の責任者に集約し、経営執行の責任者は、法令・定款を遵守しつつ、企業の経営目的達成のため誠実にその職務を遂行しなければならない。

・経営執行陣は、取締役会及び各委員会に対して説明責任を負い、取締役会及び各委員会による監督のもと、長期的な企業価値の最大化に努めなければならない。

(4) 経営執行の透明性

株主によるコーポレートガバナンスを考える上では、独り連合会によることだけではなく、市場による評価が効果的なガバナンスにつながることに留意すべきである。このため、適正な市場評価を得られるよう、次の点について特に期待する。

① 情報開示

・経営執行陣は、自社が発行する有価証券の公正な価格形成確保のために、価格に影響を与える情報の速やかな開示に努めなければならない。

・経営執行陣は、株主、投資家、従業員、顧客及び地域社会等に対して効率的かつ公正な活動を行っていることを示すために、定期的かつ随時に情報を提供しなければならない。

② インベスター・リレーションズ（IR）

取締役会及び経営執行陣は、現在の企業価値を示す情報の提供はもちろん、投資家や株主に情報を仲介するアナリスト等と積極的に会合を持ち、コーポレートガバナンスへの取り組み状況に加えて、経営執行者の資質・識見等を投資家や株主に伝達し、経営判断の結果である将来の企業価値の予測可能性を高めるよう努めなければならない。

(5) 株主総会

・株主総会は、株式に投資した者が一定の限度で会社の決定に参加し、ガバナンスに関与する場であり、経営執行者に対する質問・説明を通じて会社の実状を知るとともに、経営執行者との質疑応答を通し経営執行者の資質等を評価する場として重視されなければならない。

・株主総会は、取締役・経営執行者自らが行った職務の成果としての会社業績を株主に報告する場である。しかし、株主に対する経営執行者の説明は決議事項ないし報告事項として定められた事項及びそれに関連する事項に限られるべきではない。定められたもの以外で取締役・経営執行者が株主の関心が高いとして任意に報告した事項を含めて、一切の事項により、取締役・経営執行者自らが行った職務の成果及びIRに対する姿勢が評価されることに留意すべきである。

(6) 企業の社会的責任

企業は、最終的にはそれが株式の価値に反映されると考えられることから、公共的責務に鑑み、自らが活動している社会の規範を守り、株主価値の長期的な増大を妨げるような反社会的行為を行うべきではない。